

●健康に関する相談や手続きなどは、お住いの地域以外の保健センターでも行うことができます

花巻保健センター	花巻市南万丁目 970 番地 5 (Tel 23-3121)
大迫保健福祉センター	花巻市大迫町大迫第 13 地割 23 番地 1 (Tel 48-2124)
石鳥谷保健センター	花巻市石鳥谷町八幡第 5 地割 13 番地 5 (Tel 45-3012)
東和保健センター	花巻市東和町安俵 6 区 75 番地 1 (Tel 42-4811)

## 妊娠したとき（届け出と母子健康手帳の申請）

母子健康手帳は、妊娠・出産からお子さんが小学校に入学するまでの母子の健康状態を記録するものです。妊娠と診断を受けたら、必ず届け出をし、母子健康手帳の交付を受けてください。

## 母親学級・両親学級の開催

妊娠や出産、育児の不安をなくし、すこやかに赤ちゃんを生み育てることを目的とし、母親、両親学級を開催しています。日程など詳しい内容については、電話などでお問い合わせください。

## 乳幼児の健康診査

乳幼児のすこやかな成長を願い、発育・発達に応じた健康診査や歯科健診を行っています。日程、場所などについては、広報などでお知らせします。

## 乳幼児の予防接種

乳幼児を感染症から守るために、各種予防接種を実施しています。接種の種類は、ポリオ、BCG、三種混合、麻しん、風しん、日本脳炎です。接種方法など詳しくは広報などでお知らせします。

## 健康診査・各種がん検診

生活習慣病の予防と早期発見を目的として、結核健康診断、基本健康診査及び各種がん検診を実施しています。検診の日程など詳しくは、広報などでお知らせします。

## 各種健康教室

健康づくりのための料理講習会や運動教室をはじめ各種健康教室を開催しています。日程などは広報などでお知らせします。

## 精神障害者の各種相談・申請など

ホームヘルプサービスや地域活動支援センターの利用申請、また、自立支援医療や精神障害者手帳の交付申請を受け付けます。

- ①自立支援医療（精神通院）
- ②ホームヘルプサービスなどの利用申請
- ③地域活動支援センターの利用申請
- ④精神障害者手帳交付申請

## 健康相談・家庭訪問指導

乳幼児健康相談や成人健康相談を行っています。日程は広報などでお知らせします。また、必要に応じて、保健師が家庭訪問を行い、健康の相談に応じています。訪問指導を希望する方はご相談ください。

## 国民健康保険（国保）

本 庁 生活環境部国保医療課  
総合支所 生活環境部担当

職場の健康保険、船員保険、官公庁の共済組合などの加入者とその被扶養者及び生活保護世帯の方以外は、全員加入してください。長い間会社などに勤めていた方が退職したとき、本人とその被扶養者のために退職者医療制度があります。加入するとき、脱退するとき、変更のとき、その他（保険証をなくしたときなど）の届け出は、いずれも事実発生の日から 14 日以内に必ず行ってください。届け出には、保険証、健康保険資格取得・喪失証明書などが必要です。

## 国保の保険給付はこんなときに

被保険者が病気やけがで治療を受けたときは、その費用の一部が負担されます。

- 療養費の支給  
やむを得ず、国民健康保険証を提示しないで治療を受けたときなどは、病院等の領収書などを添えて申請すれば、後日差額分が支給されます。
- 高額医療費の支給  
一定額を超える高額の一部負担金（自己負担額）を支払った場合は、申請すると、その超えた分が後から払い戻されます。また、70 歳未満の方が入院するときは、あらかじめ限度額適用認定証の交付を受けると、入院時の支払いが自己負担限度額までとなります。
- 出産育児一時金・葬祭費の支給  
出産、死亡したときは、届け出てください。その際には、印鑑、保険証をご持参ください。また、出産育児一時金を受領委任する制度や、貸し付けする制度があります。
- 交通事故と国保  
交通事故による治療は、加害者が損害賠償金として負担するのが原則です。もし、保険証を使用したいときは、必ず届け出ることになっています。市が保険給付した額を被害者に代わって加害者側に請求します。

## 人間ドック・脳ドック利用奨励金交付制度

満 35 歳～74 歳の国民健康保険の加入者が、人間ドックを利用したとき、また、満 40 歳～74 歳の国民健康保険の加入者が、脳ドックを利用したときは、利用料の 2 分の 1 以内の額（2 万円限度）を補助します。利用日から半年以内に申請してください。

## 医療費の給付・貸付など

本 庁 生活環境部国保医療課  
総合支所 生活環境部担当

## ●乳幼児などの医療費給付制度

乳幼児・妊産婦・重度心身障害者、ひとり親家庭、ひとり暮らし老人（65 歳～70 歳未満）、寡婦などに対する医療費の給付制度があります。申請が必要ですが、所得制限など該当要件があります。

## ●医療費の貸付制度

乳幼児などの医療費給付制度の対象となる方への医療費の無利子貸付制度を設けています。これは、医療費の支払いが困難な方を対象に、市が貸付するもので、一部負担金が月に 1 医療機関で 1 万円を超える場合です。

## ●お年寄りが病気で治療を受けるときは

75 歳以上の方及び昭和 7 年 9 月 30 日以前に生まれた 75 歳に満たない方、または 65 歳以上の一定の障害で老人保健法の認定を受けている方が医療機関などで受診される際は、必ず老人医療受給者証を提示してください。



## 市内の病院・診療所

名称	診療科目	場所	電話番号
岩手県立花巻厚生病院	内・外・整外・小児・皮膚・循環・消化・眼・脳外・泌尿・耳鼻・呼吸・形外・婦人・血内	御田屋町 4-57	23-2346
財団法人総合花巻病院	内・外・整外・小児・皮膚・神内・消化・眼・脳外・泌尿・耳鼻・形外	花城町 4-28	23-3311
国立病院機構花巻病院	内・整外・リハ・小児・神経・精神・歯科	諏訪 500	24-0511
岩手医科大学附属花巻温泉病院	内・外・整外・循環・神内	台 2-85-1	27-2011
小瀬川皮膚科医院	皮膚	大通り一丁目 16-28	41-2100
たきの内科・循環器科クリニック	内・循環器・呼吸器	大通り一丁目 10-30	21-4511
高橋眼科医院	眼	大通り二丁目 8-11	23-2843
小原耳鼻咽喉科医院	耳鼻	吹張町 5-31	23-6060
瀬川医院	皮膚・泌尿器	吹張町 5-27	23-3858
笹川医院	内・小児・循環器・胃腸	花城町 3-27	23-5633
小原小児科医院	小児	仲町 7-15	23-7415
KUBO クリニック	産婦人	御田屋町 1-69	21-1103
斎整形外科医院	整外・リハビリ	御田屋町 1-47	22-3211
とみつか脳神経外科クリニック	内・外・神経内科・脳外	御田屋町 1-41	23-2100
循環器科・内科 大平医院	内・小児・循環器・神経	鍛冶町 7-12	23-5015
川嶋医院	小児・内・消化器	鍛冶町 12-5	23-5641
佐藤医院	内・神経・胃腸	藤沢町 285	24-7115
高山整形外科クリニック	整外・リハビリ・リウマチ	下小舟渡 55-10	23-5757
工藤医院	外・産婦	一日市 2-27	23-2715
三又医院	内	四日町一丁目 7-8	23-5612
照井内科消化器科医院	内・呼吸器・消化器・循環器	四日町三丁目 5-8	23-6100
宮内婦人科・心療内科クリニック	心療内科・婦人	四日町三丁目 15-16	21-4970
白井眼科クリニック	眼	材木町 6-3	24-2003
はじめこどもクリニック	小児・アレルギー	若葉町一丁目 2-33	22-0822
三浦医院	整外・皮膚・形外	若葉町二丁目 5-21	23-2711
熊谷内科胃腸科医院	内・胃腸・循環器	若葉町三丁目 1-7	22-1234
佐藤整形外科内科医院	内・外・整外・リハビリ・リウマチ・形外・麻酔	西大通り一丁目 5-11	22-2151
西大通り耳鼻咽喉科医院	耳鼻	西大通り一丁目 30-9	21-1133
阿部内科医院	内・リハビリ・循環器・呼吸器	西大通り二丁目 11-8	23-0211
小原クリニック	内・泌尿器	西大通り二丁目 22-15	22-3833
花巻中央眼科	眼	西大通り二丁目 1-10	41-2700
ゆかわ脳外科	神経内科・外・脳外・リハビリ	西大通り二丁目 2-10	24-2960
大沼小児科医院	小児	南万丁目 1438-1	24-8787
ささきクリニック	内・外・リハビリ・胃腸・肛門・麻酔	中北万丁目 836	22-4116
ささき眼科	眼	桜台二丁目 13-4	22-1144
さいき整形外科医院	整外・リハビリ・形外	星が丘二丁目 16-8	22-5120
ゆうきクリニック	内・神経内科・神経・アレルギー・心療内科	星が丘二丁目 26-1	23-3627
菊地内科クリニック	内・呼吸器・アレルギー・循環器	浅沢 83-3	22-5900
佐久山胃腸科・内科医院	内・胃腸	桜町二丁目 67	23-3401
ちば心療内科クリニック	内・神経内科・神経・精神・心療内科	諏訪町二丁目 1-16	22-1322
杉山脳神経クリニック	内・外・神経内科・脳外	不動町一丁目 8-1	41-1480
中館内科クリニック	内・消化器・胃腸	不動町二丁目 1-4	41-1515
佐藤医院	内	二枚橋町大通り二丁目 1	26-2327
二枚橋診療所	内・外・皮膚・泌尿器	二枚橋町大通り二丁目 27-3	26-2700
すがさわ外科内科クリニック	内・外・整外・リハビリ・皮膚・アレルギー・麻酔	二枚橋 6-440-1	26-5666
湯本診療所	内・外・リハビリ・小児・皮膚・循環器・アレルギー	湯本 4-29-1	27-2230
大沢温泉診療所	内・リウマチ	湯口字大沢 165-2	25-2150
須田内科医院	内・呼吸器・循環器・リハビリ	円万寺字下中野 46-4	38-1121
宮野目診療所	内・外・肛門	西宮野目 7-243-2	26-2830
報昌会本館病院	内・神経・精神	東宮野目 13-112	23-5131

名称	診療科目	場所	電話番号
高木丘クリニック	外・消化器・肛門	高木 18-61-2	22-0103
藤巻胃腸科内科クリニック	内・胃腸	高木 15-16-1	23-0051
高田医院	内・神経内科	轟木 9-77-2	29-2020
県立中央病院附属大迫地域診療センター	内・外・整外・循環・呼吸・眼・耳鼻・脳外	大迫町大迫 13-20-1	48-2211
種子医院	内・小児	大迫町大迫 4-45-1	48-2236
大迫診療所	内・外・小児	大迫町大迫 4-17-1	36-1300
国民健康保険石鳥谷医療センター	内・外・皮膚	石鳥谷町八幡 5-47-2	45-3111
社団医療法人啓愛会宝陽病院	内・外・整外・形外・小児・眼・皮膚・脳外	石鳥谷町新堀 15-23	45-6500
石鳥谷駅前クリニック	内・外・肛門	石鳥谷町好地 6-121	46-2621
渡辺医院	内・外・整外・消化器・脳外	石鳥谷町好地 8-38	45-6111
来久保医院	内・小児・アレルギー	石鳥谷町中寺林 10-46	45-4121
似内医院	内	石鳥谷町好地 7-120	45-3558
星の丘ペインクリニック	内・リハビリ・麻酔	石鳥谷町松林寺 3-76-2	46-1010
いしどりや眼科	眼	石鳥谷町好地 6-1	45-6110
岩手県立東和病院	内・外・整外・皮膚・呼吸・泌尿・眼・消化・神内	東和町安俵 6 区 75-1	42-2211
岩手県立東和病院付属田瀬診療所	内・外（火曜日午後のみ診療）	東和町田瀬 14 区 149	44-5845
晴山医院	内・小児	東和町東晴山 8 区 27	44-2325
織笠内科医院	内・リハビリ・小児	東和町土沢 8 区 332	42-2515

●市政テレホンガイド（Tel 24-4000）  
休日当番医を電話でお知らせします。お出かけ前にどうぞご確認を。

## 市内の歯科医院

名称	場所	電話番号
いしくろ歯科医院	桜台二丁目 12-1	24-8014
植村歯科医院	大通り二丁目 7-3	23-2521
梅原歯科医院	南万丁目 1465	24-5097
及川歯科クリニック	仲町 9-17	22-5522
小田島歯科医院	湯本 1-139-2	27-4161
金子歯科医院	上町 8-17	23-3518
鎌田歯科医院	二枚橋町南一丁目 47-2	26-2113
狩野歯科医院	円万寺字法船 80	28-4100
管野歯科医院	末広町 7-10	23-5019
岸根歯科医院	四日町二丁目 6-30	22-2919
金野歯科医院	仲町 1-29	23-4511
こばやかわ歯科医院	桜町四丁目 234-1	23-7623
高田歯科医院	東町 3-28	23-5545
高橋歯科医院	二枚橋町南一丁目 46-4	26-1212
多田歯科クリニック	若葉町三丁目 15-1	41-1315
たむら歯科医院	南城 27-13	23-6788
寺内歯科医院	西大通り二丁目 13-13	41-1818
照井歯科医院	材木町 12-27	23-5850
徳富歯科医院	愛宕町 3-19	23-3411
成田歯科医院	大通り一丁目 19-6	23-4448

名称	場所	電話番号
畠山歯科医院	西大通り一丁目 6-30	23-4645
八森歯科医院	高木 19-34-7	24-0648
藤根歯科医院	湯本 6-169	27-2894
不動大橋歯科クリニック	不動町二丁目 1-2	41-1110
松園歯科クリニック	星が丘二丁目 16-3	22-5411
三又歯科医院	四日町一丁目 8-19	24-3213
宮川歯科クリニック	松園町 450-6	23-1070
本館歯科医院	吹張町 4-36	24-4117
八重樫歯科医院	東町 4-11	24-1088
高橋歯科医院	大迫町大迫 4-63	48-3500
にしお歯科クリニック	大迫町大迫 3-145	48-3088
山内歯科医院	大迫町大迫 3-202	48-3523
上村歯科医院	石鳥谷町好地 8-88-1	45-6467
鎌田歯科クリニック	石鳥谷町八幡 3-10-30	45-4182
桜井歯科医院	石鳥谷町好地 9-9-9	45-5200
佐藤歯科医院	石鳥谷町好地 6-4-1	45-2300
似内医院歯科	石鳥谷町好地 7-120	45-4448
鈴木歯科医院	石鳥谷町好地 8-93-8	45-2517
おぼら歯科医院	東和町土沢 5 区 430	42-3888
多田歯科医院	東和町安俵 11 区 1-2	42-2536

## 休日歯科診療

花巻市では、救急の歯科診療のために休日歯科診療を行っています。  
場所 花巻保健センター 診療日 日曜、祝祭日、12月31日、1月1日2日3日  
時間 午前9時～午後1時

## 各種相談・生活保護

本 庁 保健福祉部地域福祉課  
総合支所 保健福祉部担当

生活に困っている方、障害のある方、お年寄り、母子家庭などの福祉の増進のために各種相談や援助を行っています。民生委員、社会福祉協議会などと連携を図り、広く市民福祉の充実に努めていますのでお気軽にお尋ねください。なお、生活にお困りの方には自立を助長するための、生活保護法の規定に基づき必要な保護を行います。

## 災害弔慰金制度

本 庁 保健福祉部地域福祉課  
総合支所 保健福祉部担当

暴風、豪雨などの自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給や、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に、災害障害見舞金の支給や災害援護資金の貸し付けをする制度があります。

## 母子家庭など

本 庁 保健福祉部こども課  
総合支所 保健福祉部担当

母子家庭や寡婦家庭には、貸し付けをしています。

## 児童虐待・家庭内暴力・しつけなどの悩み

本 庁 保健福祉部こども課  
総合支所 保健福祉部担当

家庭児童相談室が設けられていますのでお気軽にご利用ください。

## 児童手当

本 庁 保健福祉部こども課  
総合支所 保健福祉部担当

小学6年生までの児童を養育している方に支給される手当です（所得制限あり）。

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当

本 庁 保健福祉部こども課  
総合支所 保健福祉部担当

### ■児童扶養手当

母子家庭及び父親が法律に定める疾病の状態にある家庭で、18歳未満の児童を養育している方に支給される手当です（所得制限あり）。

### ■特別児童扶養手当

障害のある20歳未満の児童を養育している方に支給される手当です（所得制限あり）。

## 保育園

本 庁 保健福祉部こども課  
総合支所 保健福祉部担当

保護者が仕事などにより、昼間児童の保育ができないときに、下記の保育園で保育します。保育料は、各家庭の課税状況に応じて決定されます。

通常保育以外に地域の児童福祉の強化を図るために、延長保育、一時保育、障害児保育、地域活動などの特別保育を行っている保育園もありますので、お尋ねください。

### ■保育園

保育所名	住所	電話番号
南城保育園	桜町四丁目 230	23-3153
西公園保育園	南万丁目 1008-1	23-2193
日居城野保育園	松園町 365-13	23-2769
湯本保育園	湯本 3-59	27-2718
宮野目保育園	西宮野目 6-100	26-2128
笹間保育園	北笹間 17-77	29-2038
湯口保育園	上根子字中野 13-13	28-2940
太田保育園	太田 32-155-3	28-2058
花巻保育園	愛宕町 1-25	23-5745
島保育園	東十二丁目 14-36-3	23-5096
二枚橋保育園	二枚橋町南一丁目 58-1	26-2529
若葉保育園	若葉町二丁目 1-22	23-6634
第二若葉保育園	南川原町 135-8	24-7423
睦保育園	中根子字明堂 29-2	23-6274
矢沢保育園	矢沢 9-14-1	31-2021
めぐみ保育園	山の神 384-1	24-1452
松園保育園	松園町 391-8	24-6605
花巻太陽の子保育園	星が丘一丁目 10-15	22-4445

保育所名	住所	電話番号
たかき保育園	高木 20-200-84 (分園…桜木町 2-209)	23-5100
大迫保育園	大迫町大迫 4-22-1	48-3226
内川目保育園	大迫町内川目 36-14-1	48-5101
亀ヶ森保育園	大迫町亀ヶ森 8-129-2	48-2127
石鳥谷保育園	石鳥谷町北寺林 7-58-6	45-2453
石鳥谷善隣館保育園	石鳥谷町上口 2-4-2	45-3810
八幡保育園	石鳥谷町八幡 1-30-7	45-2256
八重畑保育園	石鳥谷町猪鼻 7-53-4	47-2012
新堀保育園	石鳥谷町新堀 40-27-8	45-3403
浮田保育園	東和町上浮田 2-140	42-2217
小山田保育園	東和町北川目 2-290	42-2215
上瀬保育園	東和町館迫 4-33-1	44-3117
田瀬保育園	東和町田瀬 14-120	44-5131
成島保育園	東和町安俵 9-307	42-2216
土沢保育園	東和町土沢 2-315	42-3820

## こどもセンター

まなび学園1階に、こどもセンター（21-4388）を設置し、子育て支援事業や子育てにかかわる相談、ファミリーサポートセンターの受け付け、子育て情報の発信などを行っています。また、親子で自由にふれあえるフリースペースもありますので、どうぞお気軽にご利用ください。

### ■開館時間

月曜日～土曜日、午前9時～午後4時

※ただし、祝日と年末年始（12月29日～1月3日）は休館します

## 地域子育て支援センター

こどもセンター、若葉保育園、宮野目保育園、石鳥谷保育園、大迫保育園、成島保育園、土沢保育園に地域子育て支援センターを設置し、各種相談などを行っています。

詳しくは、それぞれの施設へお問い合わせください。

## ファミリーサポートセンター

はなまきファミリーサポートセンター  
こどもセンター内（24-5055）

子育て中のお父さん・お母さんを応援する会員制の子育て支援ネットワークです。子育てをお手伝いしてほしい「おねがい会員」と子育てをお手伝いしてくれる「あずかり会員」がそれぞれ登録し、アドバイザーが条件の合う会員同士を紹介します。仕事で帰りが遅くなるなどの理由で一時的に子どもを預かってほしいとき、会員になるとすぐ利用できます（有料）。

※4月から設置場所を移設しました

## 学童クラブ

学童クラブ（学童保育所）は、放課後の留守家庭の児童たちの生活を守るための場所です。子どもたちは、指導員のもとで放課後遊んだり、勉強したりして過ごします。入所を希望する方は、各クラブへお問い合わせください。

学童クラブ名	住所	電話番号
花巻学童クラブ	若葉町三丁目 16-48	24-2070
桜台学童クラブ	四日町一丁目 1-3	24-7042
南城学童クラブ	桜町四丁目 230	22-4478
湯本学童クラブ	大畑 3-331-1	27-4507
宮野目学童クラブ	西宮野目 6-353-11	26-3090
銀河学童クラブ	花城町 5-13	23-0852
矢沢学童クラブ	高木 20-81-1	24-8080
笹間学童クラブ	中笹間 15-1	29-2999
湯口学童クラブ	円万寺字法船 86-4	28-4055
太田学童クラブ	太田 32-163-3	28-4755
早池峰学童クラブ	大迫町大迫 18-3	48-4006
石鳥谷学童クラブ	石鳥谷町好地 7-34-12	45-1178
新堀学童クラブ	石鳥谷町新堀 46-2-1	45-1689
八幡学童クラブ	石鳥谷町八幡 1-125-1	45-4593
NPO学童クラブ	一日市 6-1	

庁舎案内

届出証明

税

生活

健康

福祉

教育

議会

参画

施設

索引

字名

### 身体障害者手帳・療育手帳の交付

本 庁 保健福祉部地域福祉課  
総合支所 保健福祉部担当

身体に障害があるため日常生活や社会生活に制約を受けている方は、身体障害者手帳の交付を受けることができます。また、知的障害がある方は療育手帳の交付を受けることができます。さまざまな障害者サービスや制度を利用するためには各手帳が必要です。

### 特別障害者手当・障害児福祉手当

本 庁 保健福祉部地域福祉課  
総合支所 保健福祉部担当

重度の障害によって常時介護を必要とする障害者（児）を対象に手当を支給します。

### 障害者（児）の在宅サービスや施設の利用

本 庁 保健福祉部地域福祉課  
総合支所 保健福祉部担当

身体障害者（児）、知的障害者（児）の生活を支援する次のサービスがあります。

- 自立支援給付事業サービス  
居宅介護サービス（ホームヘルパーの利用）、短期入所（ショートステイ）、グループホーム、施設入所・通所サービスなどがあります。
- 地域生活支援事業サービス  
身体障害者（児）、知的障害者（児）の自立と社会参加促進を推進するため、移動支援利用サービス、地域活動支援センター利用サービス、日常生活用具の給付などに対する補助があります。

### 子どもの発達・障害の相談

本 庁 保健福祉部こども課  
総合支所 保健福祉部担当

子どもの発達・障害についての相談は、地域の民生児童委員の方々もお受けします。

### 福祉タクシー券助成

本 庁 保健福祉部地域福祉課  
総合支所 保健福祉部担当

在宅の身体障害者手帳を受けている方で、①肢体不自由者（児）1級・2級、②視覚障害者（児）1級・2級、③内部障害者（児）1級、④療育手帳A、⑤精神障害者保健福祉手帳1級を受けている方で、花巻地区タクシー業協同組合に加盟するタクシーを利用する場合に限って、基本料金を助成します。

### その他の援助を受けるときは

本 庁 保健福祉部地域福祉課  
総合支所 保健福祉部担当

障害の種類や程度により一定の基準で、自立支援医療（更生医療）の給付や、補装具の交付・修理などの援助があります。お気軽にご相談ください。



庁舎案内

届出証明

税

生活

健康

福祉

教育

議会

参画

施設

索引

字名

## ●介護保険

介護保険は、40歳以上の国民がみんなで保険料を出し合い、介護が必要になっても自立した日常生活ができるように、また、家族の負担が軽減されるように備える制度です。お問い合わせは、本庁保健福祉部長寿福祉課または各総合支所保健福祉部担当へ。

### 保険料とその納め方

介護保険制度は、40歳以上の方全員が被保険者（加入者）となって保険料を負担します。加入や脱退の手続きは、介護保険の資格の取得や喪失の事実が発生した日から自動的に行われますので、手続きの必要はありません。加入者は、次の2種類に分けられ、保険料は所得に応じて6段階に分けられています。

被保険者の区分	納付方法	
①第1号被保険者 (65歳以上の方)	・年金の額が年額18万円（月額15,000円）以上の方	2カ月に1回の年金支給日に、年金から天引きされます。
	・上記以外の方 ・年度途中で65歳になった方、転入した方 ・年度途中で所得段階の区分が変わった方	「介護保険料納入通知書」で各金融機関に納めます。納期は、年7回（7・8・9・10・11・12・1月）です（金融機関に申し込みすれば、口座振替もできます）
②第2号被保険者 (40歳から64歳までの方)	保険料は加入している医療保険の計算方法によって決められますので、個人、加入保険ごとに金額は異なります。国民健康保険に加入している方は、市で定めた計算方法（所得割・資産割・均等割・平等割により算出）により保険料の額が決められ、国民健康保険税に介護保険分を合わせて世帯主が納めることとなります。職場の健康保険などに加入している方は、健康保険、各共済組合などが算出した計算方法をもとに決められ、健康保険料に介護保険分を合わせて給料から差し引かれます。	

### 介護保険サービスを利用するとき

介護保険による介護サービスが必要になったら、まず、要介護認定（寝たきりや認知症などによりサービスを必要とする状態かどうかの認定）の申請が必要です。要介護認定を受ける際は、市役所またはお近くの地域包括支援センターなど介護保険の窓口へご相談ください。

庁舎案内

届出証明

税

生活

健康

福祉

教育

議会

参画

施設

索引

字名

## 高齢者の相談窓口

高齢者の身近な相談機関として、市内6カ所に地域包括支援センターを設置しています。各地域を担当する専門の職員が、高齢者の介護や日常生活でお困りのことなどについて相談を受けています。お気軽にご相談ください。

### ■地域包括支援センター

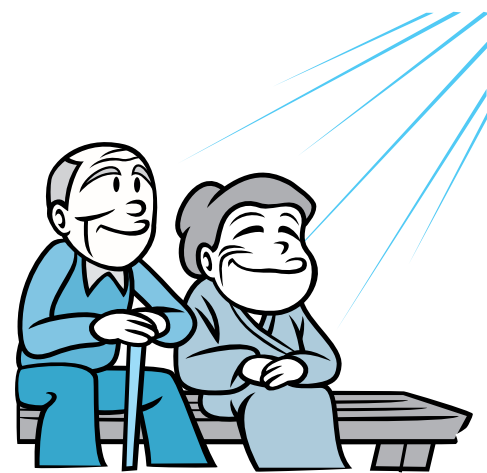
センター名(日常生活圏域)	場所	電話
花巻中央地域包括支援センター (花巻中央)	石神町 364 (花巻市社会福祉協議会内)	24-7222
花巻東地域包括支援センター (花巻東)	花城町 9-30 (市役所本庁新館内)	24-9110
花巻西地域包括支援センター (花巻西)	湯口字松原 53-1 (大谷荘内)	25-2504
大迫地域包括支援センター (大迫)	大迫町大迫 11-1-1 (桐の里内)	48-4186
石鳥谷地域包括支援センター (石鳥谷)	石鳥谷町好地 6-10-3 (石鳥谷総合福祉センター内)	45-4666
東和地域包括支援センター (東和)	東和町東晴山 7-16 (東和荘内)	44-2805

## 介護保険以外の在宅福祉サービス

本庁 保健福祉部長寿福祉課  
総合支所 保健福祉部担当

介護保険サービスと別に、在宅福祉サービスを提供しています。高齢者が寝たきりにならないための予防や、介護する家族の負担を軽減するためのサービスです。

- 生きがい活動支援通所(デイサービス)  
デイサービスセンターで食事サービスや日常動作訓練などをします。
- 生活管理指導員派遣(ホームヘルプサービス)  
ホームヘルパーが家庭を訪問し、家事の支援、指導など日常生活の手助けをします。
- 生活管理指導短期宿泊(ショートステイ)  
老人福祉施設などに一時的に宿泊し、体調の調整や生活習慣の指導をします。
- 寝具洗濯・乾燥・消毒サービス  
掛布団、敷布団、毛布を無料でクリーニングします。
- 訪問理容・美容サービス  
家庭に理容・美容師が訪問し、サービスを提供します。実費は自己負担。
- 家族介護用品の購入費補助  
紙おむつ・尿取りパット・使い捨て手袋などの購入費を補助します(市民税非課税世帯)。
- 配食サービス  
低栄養状態の改善のため、給食を宅配します。申請受付後、アセスメント(事前評価)を行い、必要性を判定します。



## ●国民年金

国民年金は、公的年金制度の土台として全国共通の基礎年金を支給する制度で、老後に豊かで安心できる毎日を送るためや、いつ起きるか分からない万一の時の生活の大きな支えとなるものです。お問い合わせは、本庁生活環境部国保医療課または各総合支所生活環境部担当へ。

### 国民年金の加入は3種類

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方は全て加入対象となります。加入する方は、次の3種類に分けられます。

- ①第1号被保険者  
自営業の方、自由業の方、厚生年金などの被用者年金に加入していない方、学生、無職の方。加入手続きや保険料の納付は、ご自身で行わなければなりません。
- ②第2号被保険者  
厚生年金や共済組合に加入している方(会社、役所、学校などに勤めている方)。保険料の納付や加入手続きは勤務先で行います。
- ③第3号被保険者  
厚生年金などの被用者年金に加入(第2号被保険者)している方の被扶養配偶者。ご自身で保険料の負担はありませんが、事業主を通して第3号被保険者の届け出が必要となります。

### 希望すれば加入できる方(任意加入)

- ①日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の老齢年金や退職年金を受給している方
- ②日本国内に住所のある60歳以上65歳未満で、年金を受けるために必要な資格期間が足りない方や満額の老齢基礎年金が受けられない方
- ③国外に住んでいる日本国籍を有する20歳以上65歳未満の方

### 次のようなときには、必ず届け出てください

- ①住所、氏名に変更があったとき
- ②厚生年金や共済組合などに加入したとき(配偶者を扶養している場合は、配偶者の届け出も必要です)
- ③厚生年金や共済組合などを脱退したとき(配偶者を扶養している場合は、配偶者の届け出も必要です)
- ④任意加入者が国民年金をやめるとき
- ⑤死亡したとき

### 国民年金から支給される年金など

- ①老齢基礎年金  
保険料を納めた期間(資格期間)が25年以上ある方が65歳に達したときに支給されます。
- ②障害基礎年金  
病気やけがにより、一定の障害の状態になったときに支給されます。
- ③遺族基礎年金  
加入者が死亡した場合、その人と生計を同じくしていた子(18歳未満か20歳未満の障害者)のある妻、または子に支給されます。
- ④寡婦年金  
保険料を納めた期間と免除の期間を合算して25年以上ある夫が年金を受けずに死亡した場合、その妻(婚姻期間10年以上)に60歳から65歳になるまで支給されます。
- ⑤死亡一時金  
保険料を3年以上納めた方が年金を受けずに死亡した場合、その方と生計を同じくしていた遺族に支給されます。

庁舎案内

届出証明

税

生活

健康

福祉

教育

議会

参画

施設

索引

字名